

# 近江高等学校安全計画 危機等発生時対処要領

制定施行 昭和57年4月8日

最近改訂 平成29年4月10日

平成 29 年 4 月 12 日提出  
防火管理者 赤井俊彦

## 近江高等学校防火管理規程

### 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、近江高等学校における防火管理の徹底を期し、もって火災 その他の災害による人的・物的被害を最小限度にとどめることを目的とする。なお、人命第一に対処すべきは勿論であるが、万一火災等によって校舎に甚大な損害が生ずれば、学校の資力のみでは復旧不能なことを職員・生徒は銘記して、平素より防火に全力を尽くすべきである。

(諸規程との関係)

第 2 条 前条の目的を達成するための防火管理についての必要な事項は、別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

### 第 2 章 防火管理組織

(防火管理者の権限及び義務)

第 3 条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
  - (2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び不備欠陥事項の改修促進
  - (3) 消防用設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
  - (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導
  - (5) 増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防上の指導
  - (6) 生徒・職員に対する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施 指導
2. 防火管理者は、次の業務について彦根消防署への報告、届出等を行うものとする。
- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
  - (2) 建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続
  - (3) 増改築、修繕、模様替えを行うときの事前連絡
  - (4) 消防用設備等の点検結果の報告
  - (5) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告

(防火委員会)

第 4 条 防火管理について、学校の諮問機関として、防火委員会を設ける。

(防火委員会の構成)

第5条 委員長には学校長があたり、委員は教職員若干名をもって構成し、学校長がこれを委嘱する。

(防火委員会の任務)

第6条 防火委員会の任務は、次の通りとする。

1. 防火・消防計画ならびに、これの実践についての審議。
2. 防火に関する諸規程の制定。
3. 防火上の調査・研究・企画。
4. 防火思想の普及及び高揚。
5. その他、防火に関する対策の推進

(防火委員会の開催)

第7条 防火委員会の開催は定例会と緊急会とする。

1. 防火委員会は委員長が召集し、防火管理者が司会する。
2. 定例会は原則として每学期毎に一回開催する。
3. 緊急会は、防火上の緊急事態が発生したとき委員長が召集する。
4. 防火委員会の運営について必要な事項は委員長の承諾を得て、別に定めることができる。

(防火管理組織)

第8条 防火管理組織は次の通りとする。

1. 常時の火災予防について徹底を図るため、防火管理者ならびに火元責任者をおく。
2. 防火管理者は、正・副各1名とし、正の管理者は施設等の欠陥事項の是正を学校長に具申し早期対処に努め、副の管理者は正の管理者を補佐するとともに、職員会議・生徒集会等を通じて人命尊重・災害防止のための指導を随時行うものとする。
3. 火元責任者は、別表 1. 防火管理組織に掲げる担当区分について、同表の防火対策事項の点検を行い、欠陥事項を発見したときは直ちに正の防火管理者に報告、是正結果の確認を行うものとする。
4. 消防用施設・避難施設・火気使用施設については、適正管理と機能維持のための常時点検を行う。
5. 常時点検においては、学校火災の原因のうち最も頻度の高いものは、次の通りと予想されるため、特に留意して巡視点検を行う。  
また、全職員・全生徒は防火に責任感をもって当たるべく、防火監視班をおき、各クラス毎に防災委員2名を選び、責任区域の分担監視を行わせる。  
任期は1年とし、毎年4月に選出させる。
  - (1) 生徒の隠れ煙草、全職員の煙草の吸いがらの不始末
  - (2) 電気アイロンのつけっぱなし
  - (3) 食物実習室・家庭科教室・化学教室の火気残りおよび薬品の発火
  - (4) 漏電・ガス漏れ

(5) 類焼又は飛び火

(6) 放火

6. 前各項による責任者及び点検項目は、別表 1. 防火管理組織表に定めるところによる。

(自衛消防組織)

第9条 火災その他の事故が発生したとき、被害を最小限度にとどめるために、自衛本部長(学校長)を最高責任者として、その下に各班責任者と班員をおく。その組織及び任務分担は、自衛消防組織編成表(別紙No.2)に定めるところによる。

### 第3章 火災予防

(点検検査基準)

第10条 火災予防上の自主検査基準は、別表 3. 点検検査基準によるものとし、点検の際に異常があるときは、直ちに第7条第3号に準じた措置を行うものとする。

1. 前項の点検検査基準のうち、専門業者に委託して行う点検は次の通りとする。

- ① 電気設備については、関西電気保安協会に委託し、月例点検と年1回の総合点検を行う。
- ② ガス設備については、滋賀日商プロパン(株)による随時点検と、滋賀県LPガス保安センターによる年1回の定期点検を行う。
- ③ 消火器・屋内消火栓設備・自動火災報知設備・放送設備等の消防用設備等については、奥山防災(株)に委託して点検を行う。

2. 学校長は、消防用設備等の点検結果について「消防用設備等点検報告書」に各種点検票を添付して3年に1回彦根市消防署に報告するものとする。

(改善・措置)

第11条 前条に基づく改善を要する事項を発見したときは、速やかに防火管理者を通じて、学校長に報告するものとする。

(臨時の火気使用)

第12条 校内の建物の内外において、臨時に火気を使用する(焚き火・ストーブ・電熱器具等)場合は、別に定める「火気使用願」を防火管理者に提出し、その許可を得なければならない。

また、喫煙禁止場所での喫煙は防火管理者の許可を得なければならない。

(建物及び施設の変更)

第13条 校内の建物の改修、又は電気その他特殊な作業をする場合は、防火管理者に連絡しなければならない。

## 第4章 震災対策

### (震災予防措置)

第14条 第8条第3号～第6号に定める防火監視委員ならびに火元責任者は、自主点検検査と合わせて地震による災害を予防するため、建物及び諸施設などの点検を毎月第2土曜日に行うものとする。

2. 点検検査は、次の事項に留意して実施するものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する工作物の倒壊、落下危険の有無
- (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱等の転倒危険の有無
- (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- (4) 窓ガラスのひび割れ及びすのこの危険箇所の有無
- (5) 理科室の実験用器具、薬品等による災害を防止するための措置の適否
- (6) 理科室の消火器の点検

### (地震後の安全措置)

第15条 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具の異常の有無を点検する。

2. 火元責任者ならびに防火監視委員は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。

3. 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで使用供給の開始を指示する。

### (避難行動)

第16条 避難開始は、本部長の命令により行うものとする。

2. 生徒の避難方法については、その時の周囲の状況を判断して、避難経路・避難場所等を指示するものとする。

## 第5章 消防機関との連絡ならびに教育訓練

### (連絡事項)

第17条 防火管理者は次の事項について、常に消防署等と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

1. 消防計画の提出
2. 教育訓練・指導の要請
3. その他、防火管理上の必要事項

### (消防訓練)

第18条 消防訓練を行う場合は、予め消防本部に消防訓練実施計画書により通知し、訓練を行う。

2. 防火・避難訓練等の教育訓練の指揮は本部長（学校長）がとり、毎年春と

秋の適当な時期に実施する。

この場合、生徒防災委員は、学級委員長と共に各クラスのリーダーとして、担当教諭の指示に基づき統率行動を行うものとする。

## 第6章 火災発見時の処置

(夜間・休日・休暇中の連絡方法)

第19条 日・宿直者は、学校内に火災あるときは、直ちにサイレンを吹鳴し、消防署へ通報すると同時に学校長宅へ電話連絡を行う。

学校長不在又は電話不通のときは、副校長・教頭・主任の順に連絡通報する。

また、状況により、学校備付けの消火栓・消火器等で応急の初期消火に務めると共に、消防車の誘導を行うものとする。

更に、学校が連絡場所として使用不能なときは、隣接の施設（小学校）又は民家を借用して連絡にあたるものとする。

(日・宿直者より連絡を受けた場合の措置)

第20条 学校長又は学校長不在の場合の順位者が火災通報を受けた時は、直ちに緊急連絡網（別紙No.1）により教職員に登校を命じ、集合場所を指定する。

(日・宿直者より連絡を受けた場合の措置)

第21条 前条の緊急登校時の消防組織の編成については、学校長または順位者は、早期登校者から、それぞれ必要箇所消防組織につくことを命じ、多数の登校を待って正常に近い班編成に戻すものとする。

(生徒在校時の火災発生等の処置)

第22条 発見者は、直ちに本部長（学校長）に通報すると共に、発生場所に居合わせた教職員・生徒と協力して、学校備付けの消火栓・消火器によって応急の消火に務める。

なお、他の建物に延焼の恐れのあるときは、直ちにサイレンのボタンを押すと共に、消防署及び警察署へ通報するものとする。

危険を感じずる場合には、生徒の生命の安全を守ることを第一として、直ちに全員を避難させるものとする。

(生徒の避難)

第23条 サイレンが吹鳴されたときは、各教室の生徒は、避難可能な態勢をとると同時に、本部長（学校長）の避難命令により、慎重かつ敏速に定められた場所へ避難するものとする。

この場合、生徒防災委員は、学級委員長と共に担当教諭の指示通り避難・集合が迅速かつ安全に行われるよう、各クラスのリーダーとして行動するものとする。

避難場所は状況に応じ、A、校内グラウンド、B、城北小学校グラウンド

(広場) のいずれかを指示する。

(生徒避難後の処置)

第24条 避難場所に集合したときは、避難誘導係は人員点呼のうえ、本部長 (学校長) の指示を待って、生徒を帰宅させるものとする。

行方不明者・負傷者等のあるときは、本部長 (学校長) に届けると共に、救護班にて適切な処置を行うものとする。

(非常持出品)

第25条 本部長 (学校長) の状況判断により、搬出班は重要な書類・物品 (非常持出品) を安全な場所に搬出し、その警戒にあたらなければならない。

(その他の災害対策への準用)

第26条 防火管理者は、第4章に定める震災対策のほか、他の非常災害に対しても、この規程を準用して、対策ならびに処置を講ずるものとする。

## 附 則

平成29年4月10日に改定実施する。